

鹿児島市修学旅行誘致補助金

鹿児島市では、修学旅行のさらなる誘致を目的として、鹿児島市への新規の修学旅行を誘致した旅行会社に対し、補助金を交付します。令和5年度から上限額を20万円に引き上げます。

※補助を受けるには事前に申請が必要です（手続きの流れは裏面をご覧ください）。

※予算額に達し次第、終了となります。

※申請前に下記問合せ先までご相談ください。

1 補助対象者（旅行会社）

旅行業法第3条の規定により登録を受けた**旅行者**及び**旅行者代理業者**

※納期の到来している鹿児島市税を完納している者

2 補助金額（宿泊数や観光施設等の利用数により、要件1か要件2のいずれかが適用。混在のケースあり）

区分	児童・生徒及び教員が鹿児島市内の宿泊施設に宿泊した泊数	児童・生徒及び教員が鹿児島市内の観光施設等（施設、体験、食事、土産店等）を利用した箇所数	補助金額	補助上限額
要件1	<u>1泊以上</u>	<u>1箇所以上</u>	児童・生徒及び教員の 実人数×500円	<u>10万円</u>
要件2	<u>2泊以上</u>	<u>3箇所以上</u>	児童・生徒及び教員の 実人数×1,000円	<u>20万円</u>

※児童・生徒及び教員が対象（カメラマンや添乗員は対象外）

※1つの申請につき、要件1と要件2の児童・生徒及び教員が混在する場合、対象人数は200人まで

3 補助対象となる修学旅行

- （1）当該年度を含まない過去3年度の間、鹿児島県内への宿泊を伴う修学旅行を実施していないこと
 - （2）鹿児島市内の宿泊施設（研修施設は除く）に宿泊し、鹿児島市内の観光施設等（施設、体験、食事、土産店等）が行程に組み込まれていること
 - （3）4月1日から翌年の3月30日の間に出発し同月31日までに修学旅行が終了すること
 - （4）複数の学校が合同で修学旅行を行う場合は、全ての学校が（1）～（3）の条件を満たすこと
- ※ 同年度内に、同一の学校が複数回に分けて修学旅行を実施する場合は、1回にまとめて申請してください。

4 中止や日程変更の場合など

修学旅行の中止や日程に変更があった場合、人数が増えた場合などは、書類の提出が必要となりますので、まずお電話にてご連絡ください。

5 提出・問合せ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11-1（みなと大通り別館3階）

鹿児島市 観光プロモーション課 推進係

☎099-216-1344（平日 8時30分～17時15分）

※申請書は鹿児島市ホームページからダウンロードできます。

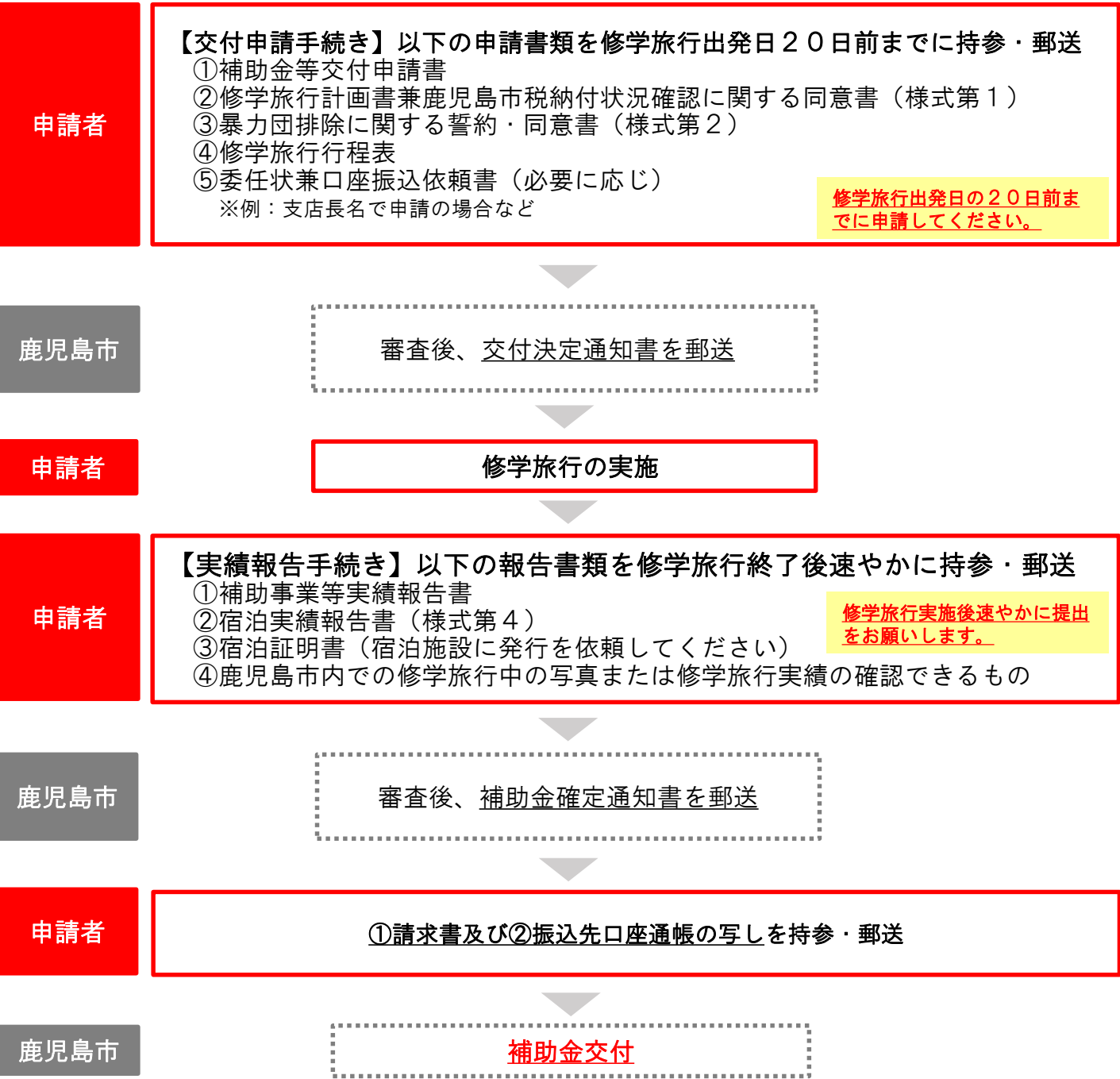
ホーム > メニュー > 文化・スポーツ > 観光 > 観光事業 > 鹿児島市修学旅行誘致補助金



鹿児島市
ホームページ



鹿児島市修学旅行誘致補助金の手続きの流れ



●ご不明な点等ございましたら、表面記載の問合せ先へご連絡ください。

中止や日程変更の場合に必要な書類（修学旅行の実施前に要提出）

※事前にお電話にてご連絡ください

- ①補助事業等変更・中止（廃止）承認申請書
- ②修学旅行変更計画書（様式第3）
- ③修学旅行行程表（変更後）